

教育委員会定例会事項書

令和4年6月7日(火)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 北 野 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 請 願

請願 1 全国中学校体育大会を主催しないことを求める請願について

請願 2 部活動指導の適法な命令を求める請願について

4 議 題

議案第 19号 三重県教育委員会指定管理者選定委員会委員の任命について

議案第 20号 令和5年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について

5 閉会宣言



前回定例会の審議結果

1 日時

令和4年5月24日(火)

開会 9時30分

閉会 10時42分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、大森委員、北野委員、富樫委員

欠席者 栗須委員

議事録署名者 大森委員

4 採択議案の件名

議案第7号 令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価(事業マネジメントシート)について

議案第8号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案(教育委員会関係)

議案第9号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例案

議案第10号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案(教育委員会関係)

議案第11号 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例案(教育委員会関係)

議案第12号 職員の高齢者部分休業に関する条例案(教育委員会関係)

議案第13号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第14号 公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第15号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任免について

議案第16号 令和4年度三重県一般会計補正予算(第2号)(教育委員会関係)について

議案第17号 三重県社会教育委員の委嘱について

議案第18号 工事請負契約について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 訴訟事件の判決への対応について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

請願 1

全国中学校体育大会を主催しないことを求める請願について

請願について、別紙のとおり提案する。

令和4年6月7日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定



請 願 文 書 表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件 名 等	請 願 者	教育長の意見
請 1	令和 4 年 1 月 23 日	<p>(件名) 全国中学校体育大会を主催しないことを求める請願書</p> <p>(要旨) 東海ブロックで全国中学校体育大会が開催される場合、開催都道府県である三重県教育委員会が全国中学校体育大会を主催しないこと</p> <p>(請願理由) 働き方の観点から、全国大会に出場するためには、時間外の上限を超える指導が必要となるので、主催するのは不適切である。</p>	加藤 豊裕 全国部活動問題エンパワメント	<p>(働き方改革の観点について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会及び市町教育委員会では、生徒の健全な成長と教員の働き方改革の観点から、部活動ガイドラインを策定し、ガイドラインを遵守しながら部活動が行えるように適切な部活動の運営と適切かつ効果的な指導を求めています。 ・ 子どもたちに対する専門的な指導の充実と教員の負担軽減のため、部活動指導員の活用や、休日の部活動の地域移行に取り組んでいるところです。 <p>(教育的な観点について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動は、仲間とともに励まし合い、高め合いながら、責任感や連帯感、自主性が育まれる、学校生活を活かすものにする貴重な活動です。 ・ 全国中学校体育大会は、中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、心身ともに中学校生徒の相互の親睦をはかる目的で開催されており、部活動を行う多くの生徒の目標になっています。 ・ 今後の部活動のあり方に関して、スポーツ庁や日本中学校体育連盟でも検討されています。全国大会のあり方については、少子化、気候変動、働き方改革等の現代的な課題、全国大会開催の歴史、長年の課題を踏まえ議論されています。

		<p>教育的な観点から、部活動のあり方や中学生の発達段階に照らし、必要性・有益性が認められないので、主催するのは不適切である。</p>	<p>こうしたことから、全国中学校体育大会が東海ブロックにおいて開催される場合、四県で連携し、主催県の一つとして開催しますので、本請願は、不採択といたしたい。</p>
--	--	---	---

2022年1月23日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

全国中学校体育大会を主催しないことを求める請願書

請願者

全国部活動問題エンパワメント

代表 加藤 豊裕

住所

電話

1 請願の要旨

三重県教育委員会が全国中学校体育大会を主催しないことを求めます。

2 請願の理由

全国中学校体育大会（全中）は、日本中学校体育連盟（中体連）や開催都道府県教育委員会などが主催して行われる中学校運動部活動の全国大会です。

部活動及び大会の意義そのものをすべて否定するわけではありませんが、全国大会を三重県教育委員会が主催することは、以下の観点から不適切であると考えます。

第一に、教員の働き方の観点です。給特法により、原則として教員に時間外勤務を命じることはできないほか、文科省の示したいわゆる「上限指針」により、必ずしも労働時間には該当しない時間外在校等時間についても上限が設けられました。こうした中、所定の勤務時間は言うまでもありませんが、上限を超えない範囲での時間外在校等時間を用いたとしても、全国大会に出場できるようなチームや選手を育成することは極めて困難です。仮に、時間外在校等時間の限度内での指導により全国大会への出場を果たせたチームや選手がいたとしても、大会参加資格の中にこうしたことが明記されていない以上、一般的な事例と見るべきではありません。事実上、時間外在校等時間の上限を超えて指導しなければ参加できないような全国大会を、教員の働き方改革を進めるべき立場にある三重県教育委員会が主催することは不適切です。

第二に、教育的な観点です。中学校学習指導要領において、部活動は「スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」と位置付けられています。ここに示された部活動のあり方を実現する上で、熾烈な競争を誘発する全国大会は、むしろ阻害要因と言うべきです。全国大会の日程に合わせ、都道府県・市町村等の大会においてもトーナメント方式を採用せざるを得ず、生徒の出場機会を奪うこととなります。また、中学生の心身の発達段階を考慮すると、全国大会出場を目指した過度の練習は望ましいものとは言えません。このように、部活動のあり方や中学生の発達段階に照らし、必要性・有益性が認められず、かえって悪影響をもたらす全国大会を三重県教育委員会が主催することは不適切です。

上記の観点から、全国中学校体育大会を三重県教育委員会が主催しないことを求めます。

資料 1

三重県部活動ガイドライン抜粋

(3) 休養日・活動時間の設定

① 休養日の設定

成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためには、休養日を設定し、生徒、指導者の心身の疲労回復や負担軽減を図ることが必要です。特に、中学生の時期は、個人差もありますが、「ポストゴールデンエイジ」と言われ、呼吸器や循環器系が発達する頃といわれます。このように発育・発達過程にある不安定な時期には、オーバーワークにならないよう配慮することが大切です。

過度な活動により、「部活動の練習等で疲れて、授業に集中できない」というようなことでは、学校教育の一環としての活動から外れたものになってしまいます。

指導者が生徒のことを考え、「上達させたい」や「大会で勝たせたい」と願い、生徒も「大会等で結果を残したい」という思いから人一倍練習しようと思いますが、生徒の健康や安全を最優先し、活動計画を立て、活動の見通しをもつことは、生徒の健全な成長や教員の負担軽減にとって有益なことです。

* P. 25◎【参考資料】「総勤務時間縮減に係る目標設定等に関する調査結果」
(平成 29 年 6 月 30 日現在・県教育委員会事務局教職員課調べ) 参照

【中学校】(義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む)

☆ 1 週間のうち、2 日は休養日を設定する。(うち、1 日は土曜日又は日曜日とする。)

【高等学校】(特別支援学校高等部を含む)

☆ 1 週間のうち、1 日は休養日を設定する。(土曜日又は日曜日の 1 日とする。)

※ 各校での設定については、「全ての部が一斉に設定する」、「(活動場所の有効利用等を考慮し) 部によって違う曜日に設定する」ことが考えられる。各学校の実情に合わせ、休養日を設定する。

※ 大会開催等により、上記のとおり休養日が設定できない場合は、事前に活動計画等により校長の承認を得るとともに、できる限り同一週に休養日を設定する。

※ 生徒の状況(疲労の様子等)によっては、休養日を複数日設定する。

《週休日に休養日を設定できない場合の対応例》

○ 各学校体育・文化連盟等が開催する大会等について、会場借用や役員派遣の関係から、週休日に大会等を開催せざるを得ない実態がある。年間又は月間の活動計画により、活動(参加大会等)の見通しを持ち、必ず休養日を設定する。

○ 週休日に開催される大会等において、勝ち残るなどの理由から、引き続き、翌週の週休日にも活動しなければならない場合は、適宜、その間の平日に休養日を設定したり、その大会等の終了後、まとめて(連続した)休養日を設定する。

② 活動時間の設定

活動時間については、生徒の体力や技能を考慮し、過度な負担につながらないよう、また、競技の特性やシーズンの有無も考慮しながら適切に設定することが大切です。

活動時間を適切に設定することにより、生徒の家庭学習や睡眠時間の確保等につながられます。

活動は、その質（取組方法等）に重点を置き、各部で策定した活動計画（大会・コンクール期、取組充実期、休息期）等を踏まえ、適切な活動時間を計画します。

「長時間の活動」が好成績につながるとは限りません。指導者は、活動の質を高め、短時間で効果的な活動により成果が出せるよう、日々の活動を見直すことが大切です。

* P. 26⑩【参考資料】「運動部活動の「学校の決まり」としての活動時間の設定について」（「平成29年度学校体育・部活動実態調査」県教育委員会事務局保健体育課調べ）参照

【中学校】（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学校を含む）

☆ 平日は、2時間以内とする。

☆ 週休日および休日（長期休業期間を含む）に活動する場合は、3時間以内とする。

【高等学校】（特別支援学校高等部を含む）

☆ 平日は、3時間以内とする。

☆ 週休日および休日（長期休業期間を含む）に活動する場合は、4時間以内とする。

※ 土・日曜日や休日、また始業前に活動する場合は、生徒、保護者の理解を得たうえで、安全面に配慮することはもとより、生徒の心身の健康状態や学習活動に対する影響を考え、計画することが大切である。

※ 放課後の活動時間については、日没時間を考慮して下校時刻を設定するなど、季節等によって活動できる時間を変更するような安全面での配慮が必要である。

※ 活動時間とは、スポーツ・芸術文化等の活動に充てる時間をいう。

※ 活動場所への移動、準備や後片付けを含め、効率的・効果的に行い、できるだけ短時間に終える。

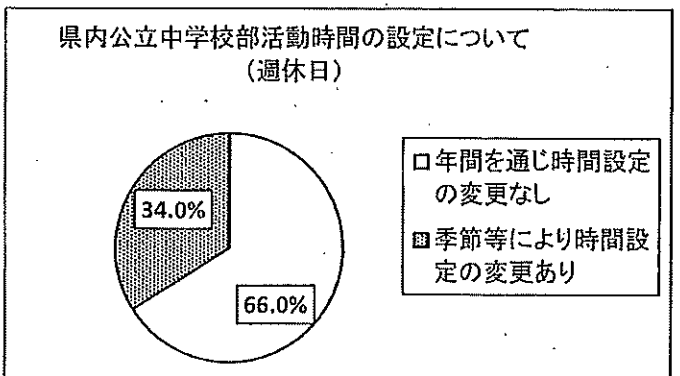
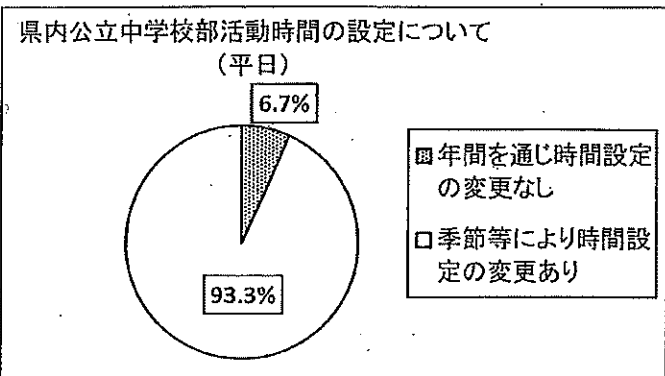
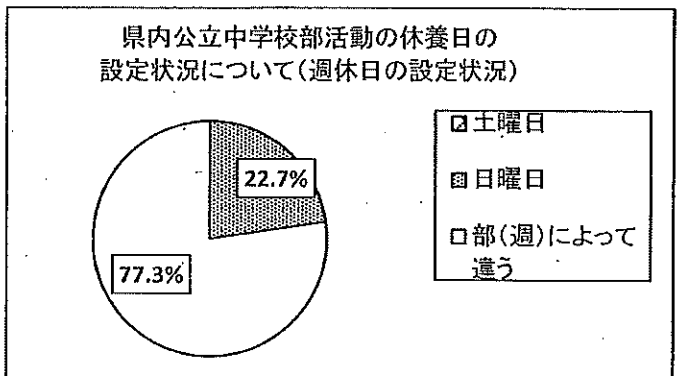
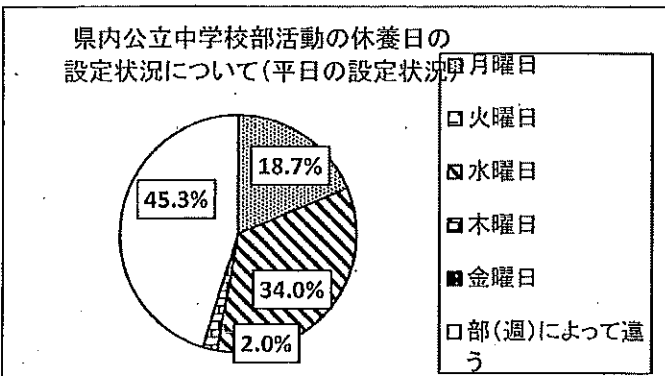
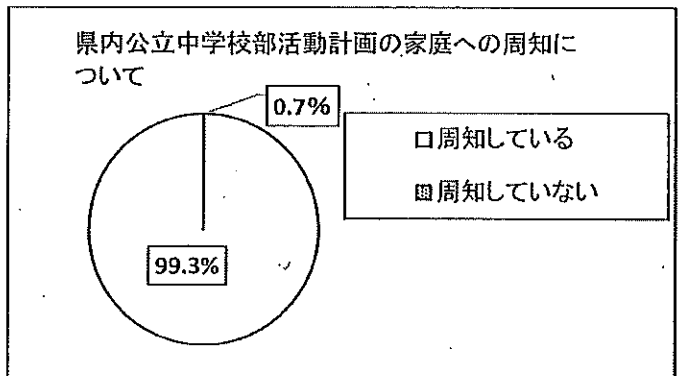
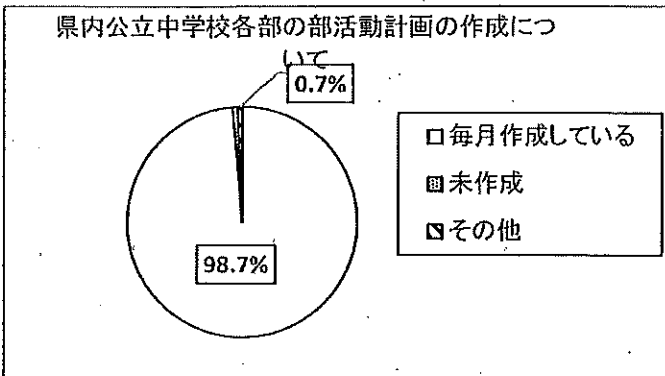
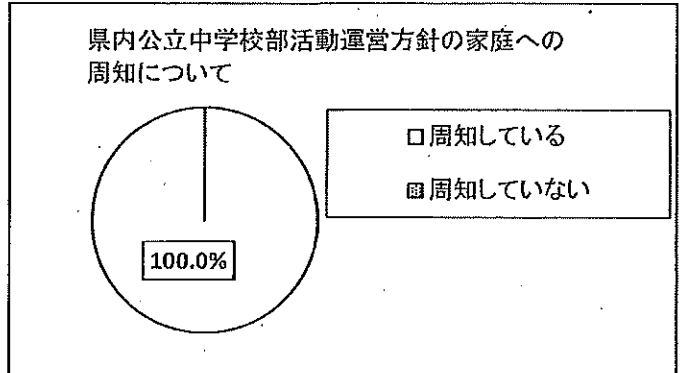
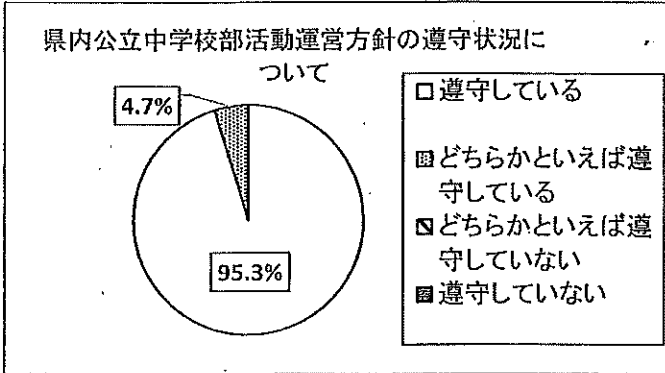
（大会等（練習試合等を含む）では、上記の活動時間の設定と異なる計画となることもあるが、大会等の前後に休養日を設定するなど、健康・安全に配慮し、過度な負担にならないよう留意する。）

《活動時間を延長する必要がある場合》

○ 大会前等、やむを得ない事情から活動時間を延長する場合は、事前に活動計画等により、校長の承認を得る。

令和3年度 運動部等活動実態調査結果
令和3年7月実施

対象：県内公立中学校(含む：分校・義務教育学校(後期課程))
部活動を設置する150校



資料 2

学習指導要領総則抜粋

対象として特別の教育課程を編成する場合には、学齢を経過した者の年齢、経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、中学校教育の目的及び目標並びに第2章以下に示す各教科等の目標に照らして、中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにするものとする。

イ 学齢を経過した者を教育する場合には、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

● 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

II 全国中学校体育大会開催基準

1 目的

全国中学校体育大会は、中学校教育の一環として中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚をはかり、心身ともに健康な中学校生徒を育成するとともに、中学校生徒の相互の親睦をはかるものである。

2 主催

全国中学校体育大会（以下「大会」という）の主催は、公益財団法人日本中学校体育連盟（以下「(公財)日本中体連」という）並びに全国関係競技団体、大会開催地の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会とする。

3 大会の主管

運営の基本は主催団体が決定するが、競技大会の運営と主管は開催地の都道府県中学校体育連盟と都道府県当該競技団体が行う。

4 後援

大会の後援は、スポーツ庁、全日本中学校長会、全国都道府県教育長協議会、全国市町村教育委員会連合会、(公社)日本PTA全国協議会、日本私立中学高等学校連合会、NHK、全国新聞社事業協議会、毎日新聞社（毎日中学生新聞）とする。

他に、競技による後援として、(公財)日本相撲協会（相撲）、(公財)日本高等学校野球連盟（軟式野球）、朝日新聞社（柔道）、読売新聞社（剣道・卓球・バスケットボール・バドミントン）

5 開催競技

開催協議は、陸上競技（駅伝）、水泳競技、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、体操競技、新体操、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、相撲、スキー、スケート、アイスホッケーの19競技とする。

※但し、駅伝は陸上競技の1種目とするが、開催地、開催期日については、別競技扱いとする。

6 開催の期日

夏季大会は、8月17日から25日の間に開催することを原則とする。冬季大会は、1月末から2月上旬とし、駅伝大会は12月とする。

7 参加資格

- (1) 参加者は、都道府県中学校体育連盟加盟の中学校に在籍し、当該競技要項により全国大会参加資格を得た者に限る。
- (2) 年齢は、平成18年（2006年）4月2日以降に生まれた者に限る。（年度毎に繰りさげる。）
- (3) 前項以外の生徒が参加を希望する場合は、その年度の6月30日までに、都道府県中学校体育連盟を通して、(公財)日本中体連に申し出ること。

資料 4

令和4年3月25日
公益財団法人日本中学校体育連盟

第5回運動部活動の地域移行に関する検討会議での発表内容

I 日本中体連・都道府県中体連それぞれの目的、活動

定款第2章 目的及び事業

第3条 この法人は、全国中学校生徒の健全な心身の育成、体力の増強及び体育・スポーツ活動の振興を図り、もって中学校教育の充実と発展に寄与することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 全国的な中学校体育大会の開催
- (2) 中学校体育に関する調査研究
- (3) ~ (5) 省略

この、定款の文言の変更はないが、第3条にある「全国中学校生徒」を「全国すべての中学生」と読み替えての活動を推進する。

各都道府県中学校体育連盟においては、その趣旨について丁寧に説明をし、主催大会の開催について周知と協力を依頼する。

II 中体連主催の大会（全中、各都道府県中体連等主催の大会）の在り方、競技団体等との連携や役割分担

1 中学校体育連盟主催の大会を取り巻く課題

(1) 現代の避けられない課題

① 少子化（中学生数1998年（平成10年）4391千人→2031年（令和13年）2903千人 66.1%に減少）

ア 学校部活動数の維持に伴う部員数の減少

イ 教職員定数の減少に伴う部活動顧問数の減少

② 気候変動（1.26℃/100年→30年で0.42℃上昇、2019・2020は特に上昇）

ア 暑熱対策の負担増加（冷房費、用具用品、人員配置、競技時間帯、施設等）

イ 集中豪雨大型台風等への対策増加（安全な大会運営の準備、判断、情報伝達）

ウ 大会会期、時期への影響

③ 働き方改革（残業80時間以上64.3%）

ア 運動部活動ガイドライン（健康や生活時間の確保）

イ 大会役員サービスの曖昧さ

ウ 専門部（委員長等役員）業務の増加（部活動指導以外の業務）

エ 駅伝、冬季大会指導引率業務

オ 部活動指導外部化の連絡調整、複数指導の課題解決時間

(2) 教育活動の一環としての部活動の大会の課題

① 学校教育活動の範囲を越える傾向のある大会

課題1 学校外で活動する生徒の大会参加引率

課題2 勝利至上主義（勝つこと以外の良さを忘れた指導）傾向のあるトーナメント大会

生徒 → スポーツ障害、バーンアウト、人権侵害

顧問 → 過度な生徒保護者の依頼対応、暴言・体罰の助長
(母集団の不平等) 合同チーム、拠点校チーム

課題3 活動時間・内容の増加(ガイドライン以上の活動、競技力向上強化事業)
課題4 大会運営レベルの高度化(高度な競技団体資格が必要)

- ②「児童生徒の運動競技について(基準)」H13 通知から見た大会
- ア 「都道府県内における開催・参加を基本とする」都道府県内の大会以上のものを求める傾向がある。
 - イ 「地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、」学校運営に影響がある場面が見られる。新型コロナウイルス対応における他団体との相違、教職員の引率業務による学校不在。
 - ウ 「各競技につき、それぞれ年間1回程度とする」ブロックや全国大会出場優勝を目標設定とするために時間的な負担が生徒・教職員にかかる傾向がある。

(3) 全国大会実施上の課題(開催ローテーション5巡目実施実績)

- ① 経費負担
 - ア 負担金と参加料等で実施できない大会
- ② 大会役員確保負担
 - ア 開催県での大会運営の困難(専門家不在、8年に1回等)
 - イ 夏季休業の短縮、教職員の勤務サービスの曖昧さ
- ③ 競技運営(審判、競技、総務、医療、災害)負担
 - ア 全国競技団体との連絡調整(ルール、競技運営)
 - イ 報道、広報への対応
 - ウ 熱中症(観客を含む)等の緊急事態対応対策

2 上記の課題解決を図り、望ましい運動部活動の実践とふさわしい大会の実現を協議する場として、「全国大会組織の在り方改革プロジェクト」を立ち上げ、検討を進めている。

「全国大会組織在り方改革プロジェクト」

- 1 目的
現代的な課題(少子化、気候変動、働き方改革等)、全国大会開催の歴史、長年の課題をふまえ、教育活動の一環としての部活動の大会である全国大会及び組織の在り方を検討する。
- 2 内容
 - (1) 令和9年度6巡目開催からの全国中学校体育大会の在り方の検討
 - (2) 日本中学校体育連盟組織の在り方の検討
- 3 期間
令和3年度～5年度(各年度3回の会議を実施)
令和5年度末にプロジェクト会議提言を公表、6年度に9年度からの改革案を公表
- 4 令和3年度プロジェクト会議内容
 - (1) 第1回プロジェクト会議
 - ①プロジェクト趣旨説明
 - ②全国大会における課題の確認
 - ③全国大会組織の在り方の具体的内容の確認
 - ④議論に向けた各調査
 - (2) 第2回プロジェクト会議
 - ①資料説明・課題の共有
 - ②教員による部活動の大会としての全国大会の在り方意見交換
 - ③持続可能性実現のための検討・方向性

(3) 第3回プロジェクト会議

- ①資料説明
- ②各プロジェクト委員の資料説明
- ③全国中学校体育大会の在り方について意見交換
- ④部活動の地域移行問題

3 「競技団体との連携」

競技団体とは、5月の五者会議にて、5年度からの全国中学校体育大会参加資格の緩和について理解と協力を求めていく。大会の在り方等については、競技団体連絡会において、将来的に運動部活動や競技に関わる教員が減少すると予測できることから、全国中学校体育大会は段階的に縮減・削減の方向であることとの理解と協力を求めていく。

III 中体連主催の大会の参加資格（今後のスケジュール、具体的な作業課題、課題対処の方法、各都道府県中体連への周知・働きかけ等）

- 1 全国中学校体育大会の参加資格の緩和に伴う参加条件等については、全国中学校体育大会運営の基本と大会開催基準にある「参加資格の特例」の部分に新たに「地域スポーツ団体等に所属する中学生」の項目を加える。

「参加資格の特例」（案）

(3) 地域スポーツ団体等に所属する中学生

- 1) 地域スポーツ団体等に在籍し、都道府県中学校体育連盟及びブロック中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
- 2) 地域スポーツ団体等は以下の条件を具備すること。
 - ① 全国大会の参加を認める条件
 - ア (公財)日本中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致している。(中学校に在籍している中学生であること)
 - ウ 地域スポーツ団体等にあつては、日常継続的に代表者の指導のもとに、適切に行われていること。
 - エ 都道府県中学校体育連盟に加盟していること(ただし、生徒本人から加盟費を徴収している道府県は除く)。
 - オ 国の「運動部活動の総合的なガイドライン」を遵守していること。
 - カ 都道府県大会・群市町村大会において、相互審判など運営上必要な事項に協力すること。
 - キ 地域スポーツ団体で大会に参加した場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
 - ② 全国大会に参加した場合に守るべき条件
 - ア 全国大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 全国大会参加に際して、地域スポーツ団体等においては、責任ある代表者が生徒を引率すること(引率細則は適用する)。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

上記は原案であり、現在各都道府県中学校体育連盟からの見解、条件を集約している。

2 現在及び今後のスケジュール・具体的な作業課題・課題対処の方法、各都道府県中体連への周知・働きかけ等

3月中旬～4月中旬 各都道府県中学校体育連盟より大会参加資格条件等の提示

4月中旬 全国中学校体育大会開催基準参加の特例改定原案作成

5月12日・13日 常務理事会・理事会（原案提出・審議・議決）

6月2日 評議員会において周知

6月3日 理事会審議

6月9日 全国中学校体育大会運営の基本と大会開催基準改定参加の特例文書発出

IV 中体連主催の大会への引率や運営体制

全国中学校体育大会における現行の引率規定では、個人種目に限って外部指導者の引率を認めている。5年度の大会からその外部指導者に監督の資格を与える方向で調整している。団体競技の外部指導員の引率については4年度に協議を開始する。全国中学校体育大会の引率規定が緩和されたとしても、26道府県において、全国中学校体育大会の引率で個人種目における外部指導者の引率を認めていない実態がある。それぞれの各教育委員会等と早急に引率規定について協議しておく必要がある。また、本連盟からスポーツ庁に対して、26道府県の引率規定について検討を要請することが必要ではないかと考える。

請願2

部活動指導の適法な命令を求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和4年6月7日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

請 願 文 書 表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件 名 等	請 願 者	教育長の意見
請 2	令和4年3月22日	<p>(件名) 部活動指導の適法な命令を求める請願書</p> <p>(要旨) 県内の公立学校において、教員に部活動指導業務を職務として命令する場合、給特法・労働基準法等の規定に基づき、適法に命令を行うこと。</p>	<p>大原 敦子 みえ教育ネットワー ク教職員ユニオン 三重県津市寿町7- 50</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」において、県内公立学校教育職員の勤務時間は1週間当たり38時間45分とし、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るとしています。 ・「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」において、教育職員には原則として時間外勤務を命じないものとし、時間外勤務を命じるのは、いわゆる「超勤4項目」であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るとしています。 ・また、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」において、教育職員には給料月額額の100分の4に相当する教職調整額を支給し、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しないとしています。 ・勤務時間外の超勤4項目以外の業務は、教育職員の自発性・創造性によるものとされ、生徒が学校に在る間の教育指導や安全管理等のため、正規の勤務時間を超えてしまうことがあります。 ・こうした中、「学校における働き方改革」を重要な課題と捉え、教育職員の時間外在在等時間を、原則として1か月について45時間、1年について360時間を上限の範囲内とすることとし、在在等時間の把握に努め、その遵守に取り組んでいるところです。

・校長は、部活動顧問の配置にあつては、部活動を学校の業務として、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、他の校務分掌などを勘案して決定します。また、部活動顧問が「三重県部活動ガイドライン」をふまえて作成した活動計画について、参加大会等の精選、休養日、活動時間の設定などの確認を行い、時間外在校等時間の上限を遵守するよう取り組みますが、部活動の指導の一つひとつまで命令を行うものではありません。

・本請願で部活動指導業務を適法に命じるために必要とされる条件については、勤務時間の割振りは勤務時間をあらかじめ定めるものであり、部活動指導を行うために急な割振り変更はできないこと、教育職員には勤務時間外に超勤4項目に該当する業務を緊急に命じる場合があることなど、制度上、適用できないものがあります。

以上により、本請願は不採択といたしたい。

・一方で、県教育委員会は、部活動指導員を積極的に活用することや、合同部活動の実施などについて研究を行うこと、また、「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」に基づき、中学校等の休日の部活動の段階的な地域移行を行うなど部活動改革を進め、勤務時間の上限が遵守できるよう取り組みます。

2022年3月22日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

部活動指導の適法な命令を求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大原 敦子
住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)
電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

三重県内の公立学校において、教員に部活動指導業務を職務として命令する場合、給特法・労働基準法等の規定に基づき、適法に命令を行うことを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

「学校の働き方改革」が必要であるという世論が高まってきています。教員の長時間労働の是正は急務です。ところで、社会的にも広く認知されてきているように、教員の長時間労働の大きな要因が部活動指導であることは疑う余地がありません。本来であれば、労働基準法で労働時間の上限が定められており、また給特法により、原則として教員に対して超過勤務を命じることはできないとされています。適法に学校運営がされていれば「学校の働き方改革」の必要性が叫ばれることはありませんし、当然ながら部活動指導が長時間労働の大きな要因となることはあり得ないはずです。

学校現場の実態として、命じられたわけではなくても、自主的・自発的に部活動指導に精を出し、その結果長時間労働が生じている教員の存在があることも確かです。ただ、この問題は教員自身の問題であり、本請願の趣旨には含まれるものではありません。

本請願で主張することは、管理職が部活動指導業務を職務として命令する場合、その命令は適法に行われるべきだということです。給特法および労働基準法の規定に基づくと、部活動指導業務を適法に命じるためには少なくとも次の条件を満たすことが必須であると考えます。

- ① 原則として部活動指導業務が勤務時間外に及ばないこと。
- ② 部活動指導業務がやむを得ず勤務時間外に及ぶ場合、勤務時間の割振り変更を適正に実施し、超過勤務が生じないようにすること。
- ③ 部活動指導業務以外の業務に必要な労働時間も含め、1日の労働時間が7時間45分、1週間の労働時間が38時間45分を超えないこと。
- ④ 45分間の休憩時間を勤務時間の途中に付与すること。(時間を設定するだけでなく、実質的に休憩が取れる条件が整っていることを要す。)

これらの項目は地域や学校の実情にかかわらず、部活動指導業務を適法に職務命令するための必須条件です。これらの項目が、県内全公立学校において徹底されるよう、三重県教育委員会として本請願を採択していただきますようお願いいたします。

*本請願書の作成にあたっては、全国部活動問題エンパワメント(PEACH)作成の請願書文例を参考にしました。